

平成 17 年 4 月～

次世代育成支援(厚生年金の給付と負担関係)の拡充

年金制度における次世代育成支援策を拡充し、子が3歳に達するまで、

- ① 育児休業(準ずる休業を含む。)中の保険料免除制度を拡充
- ② 勤務時間の短縮等の措置を受け就業継続する者に、子が生まれる前の賃金で給付算定する措置を創設

【子の年齢】 産前

親の就業状況】	育児休業	育児休業に準ずる休業	
①の措置】	賃金】	なし	又は 低下
②の措置】	保険料】	免除	免除措置の延長
標準報酬】		↑ 従前水準とみなす ↑	従前水準とみなす措置の延長
親の就業状況】		勤務時間の短縮等の措置	
②の措置】	賃金】	低	下
①の措置】	保険料】		低下した賃金に応じて徴収
標準報酬】			



年金給付算定上は従前水準とみなす



《育児休業法のしくみ》

「勤務時間の短縮等の措置」とは

- ① 短時間勤務制度
- ② フレックスタイム制度
- ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- ④ 所定外労働の免除
- ⑤ 託児施設の設置運営等